

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険法による保険給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、介護保険法による保険給付の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛南町長

公表日

令和3年8月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、審査等に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③介護認定に関する申請、審査等に関する事務 ④介護、介護予防対象サービスに関する申請、審査等に関する事務 ⑤介護給付支払方法の変更、一時差し止めに関する事務
③システムの名称	1 介護保険システム 2 宛名・納付システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
資格台帳、受給者台帳、給付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号並びに同条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法別表第二の93及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号並びに同条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛南町高齢者支援課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-7325

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 児島 秀之	高齢者支援課長 山田 智久	事前	人事異動に伴う変更
平成28年5月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	所在地の移転に伴う変更
平成29年4月1日	1. 個人ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 宛名管理システム	1 介護保険システム 2 宛名管理システム 3 団体内総合宛名システム	事後	使用するシステムの追加
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 宛名管理システム 3 団体内総合宛名システム	1 介護保険システム 2 宛名・納付システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ	事後	使用するシステムの追加及びシステム名称変更
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 番号法別表第二の93及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに同条第2項	1 番号法別表第二の93及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、12号、13号、18号、19号、20号、21号、22号及び第23号並びに同条第2項	事後	法令にあわせて修正
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 山田 智久	高齢者支援課長	事後	所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号 0895-72-1211	電話番号 0895-72-7325	事後	連絡先電話番号変更
令和1年6月1日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加
令和3年8月6日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第二の93及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、12号、13号、18号、19号、20号、21号、22号及び第23号並びに同条第2項	1 番号法別表第二の93及び94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第7号)第46条並びに第47条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号並びに同条第2項	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)による変更